

<裁判員制度調査報告 第21次報告>



裁判員ネット
あなたが変わる裁判員制度

2020年5月10日

一般社団法人裁判員ネット

〒101-0041 東京都千代田区神田須田町1-3 NAビル4階
東京千代田法律事務所内 裁判員ネット事務局
Mail: info@saibanin.net

目次

はじめに	……………	P1
裁判員制度調査報告	……………	P2～P11
1 裁判員の選任状況		P2
2 裁判員裁判における判決		P3
3 裁判員裁判の控訴審		P6
4 裁判員制度の施行状況等に関する検討会		P7
5 新型コロナウイルス感染拡大と裁判員裁判		P10

はじめに

はじめに、新型コロナウイルスでお亡くなりになられた方に哀悼の意を表するとともに、ご遺族の方には心よりお悔やみを申し上げます。また感染された皆さまの一日も早いご回復を心よりお祈り申し上げます。そして医療に従事されている方や、小売や物流、インフラ等社会生活の維持のために日々尽力されている全ての皆さまに深く敬意を表します。

裁判員制度がスタートしてから11年が経過しましたが、これまでに裁判員や補充裁判員を務めた人は9万7千人以上にもものぼります。しかし、全国の様々な場所で市民が裁判に参加しているにもかかわらず、その経験が社会で十分に共有され、活用されているとは言えません。多くの一般市民にとって、日常的に裁判員制度を意識する機会は殆どないと言ってよく、自分には関係ない制度と考えている人も少なくないのではないのでしょうか。

裁判員裁判を行うことの意義があるとするれば、それは市民が「主体性」をもって司法に参加できたときです。裁判員を務めた人の経験が広く社会に共有され、裁判員になったことのない人も、ひとりの市民として制度や裁判の在り方について考えられるようになったとき、初めて市民が主体的に司法に参加していると言えるのではないのでしょうか。

裁判員ネットでは、これまでに300人を超す市民モニターとともに600件以上の裁判員裁判のモニタリングを行ってきました。この活動から、いつか裁判員になるかもしれない市民が、裁判員制度や市民参加といったテーマを身近なものとして捉え、自分に関わりのある問題として真摯に向き合うことの大切さを実感してきました。

この報告書が、皆さんとともに裁判員制度や市民参加について知り、考えていくための一助となれば幸いです。

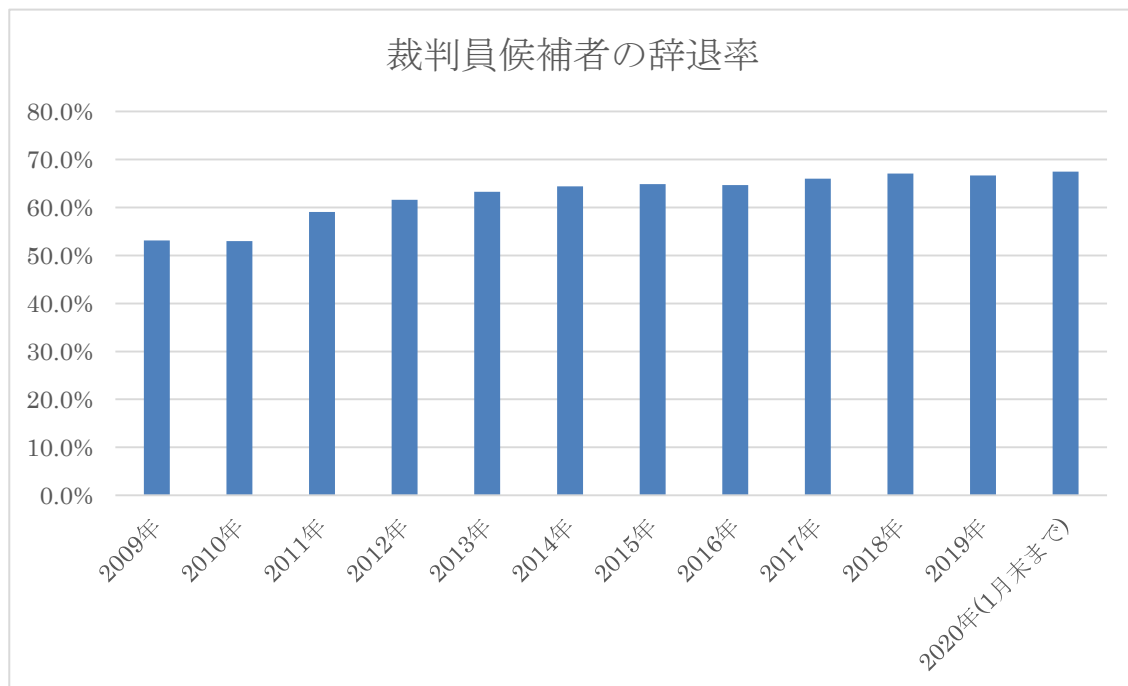
裁判員制度が2009年5月21日に始まって11年が経とうとしていますが、この間に、裁判員候補者は313万人を超え、そのうち9万7千人以上が裁判員又は補充裁判員として実際に刑事裁判に参加しました。

このように多くの市民が重大な刑事事件を取り扱う裁判員裁判に参加してきましたが、その中で市民の視点から見えてきた課題もあります。本稿では、最新のデータから制度の運用状況や課題について考えると共に、2019年11月以降の主なトピックを紹介していきます。

1 裁判員の選任状況

裁判所の取りまとめ¹によると、制度施行から2020年1月末までの間、全国60の地方裁判所（10支部を含む）において72,486人が裁判員を経験し、24,619人が補充裁判員を経験しています。

選任手続についてみると、選定された裁判員候補者のうち、辞退が認められた裁判員候補者の割合（辞退率）は、制度開始時（2009年）の53.1%から上昇しており、2018年は67.1%、2019年は66.7%、2020年（1月末まで）は67.5%となっています。

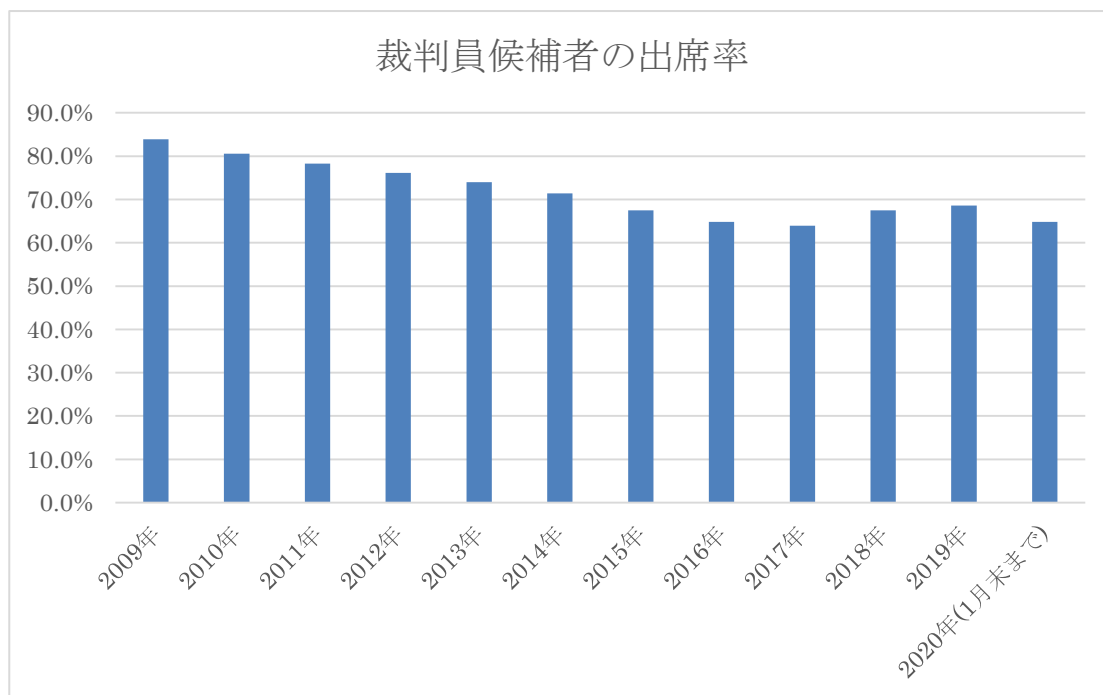


¹ 裁判員制度の実施状況について（制度施行～令和2年1月末・速報）【PDF】

https://www.saibanin.courts.go.jp/vc-files/saibanin/2020/r2_1_saibaninsokuhou.pdf

また、質問票等で事前には辞退が認められず、選任手続期日に出席を求められた裁判員候補者の出席率は、制度開始時（2009年）の83.9%から低下しており、2018年は67.1%、2019年は68.6%、2020年（1月末まで）は64.8%となっています。

呼び出しを受けた裁判員候補者は、選任手続期日に出頭しなければならず（裁判員法29条1項）、正当な理由なく出頭しない場合、10万円以下の過料に処される可能性があります（裁判員法112条1号）。しかし、現時点で、出頭しない裁判員候補者が過料に処せられたという発表、報道はありません。



年々辞退率が上昇し、出席率が低下している現状は、司法への市民参加が目的である裁判員制度の根本に関わる問題です。引き続き、これらのデータに注目していきたいと思います。

2 裁判員裁判における判決

(1) 裁判員裁判での判決人員

裁判所の取りまとめ²によると、2020年1月末までに裁判員裁判で判決が言い渡された被告人（終局人員）は12,857人で、その内訳は、12,480人が有罪、112人が無罪、12人が家庭裁判所への移送（少年法55条による家裁移送決定）となっています。

裁判員裁判で扱われた事件の罪名別人数は、殺人が2,951人で最も多く、次いで強盗致傷が2,714人、以下、傷害致死が1,243人、現住建造物等放火が1,228人、覚せい剤取締法違反が1,087人と続いています。

² 裁判員制度の実施状況について（制度施行～令和2年1月末・速報）【PDF】

https://www.saibanin.courts.go.jp/vc-files/saibanin/2020/r2_1_saibaninsokuhou.pdf

(2) 裁判員裁判と死刑判決

裁判員裁判では、一般市民から選ばれた裁判員が、有罪無罪の判断だけでなく、量刑の判断も行います。裁判員裁判の対象となるのは、法定刑が死刑又は無期の懲役若しくは禁錮に当たる罪に係る事件などの一定の重大な犯罪です（裁判員法2条）。例えば、殺人罪、強盗致傷罪、現住建造物等放火罪、危険運転致死傷罪等が対象となります。そのため、事件によっては、裁判員も死刑の判断に関わることになります。

裁判員ネットの調査によれば、2020年5月10日時点で、裁判員裁判において死刑が求刑された事件は全国で57件あり、そのうち39件で死刑判決がなされています。

(裁判員裁判で死刑が求刑された事件 2020年5月10日現在)

	一審判決日	事案	一審		控訴審	上告審
1	2010/11/1	殺人罪	東京地裁	無期懲役	—	—
2	2010/11/16	強盗殺人、死体損壊罪等	横浜地裁	死刑	取下げ	—
3	2010/11/25	殺人罪等	仙台地裁	死刑	控訴棄却	上告棄却
4	2010/12/8	殺人罪	宮崎地裁	死刑	控訴棄却	上告棄却
5	2010/12/10	強盗殺人罪等	鹿児島地裁	無罪	被告人死亡 公訴棄却	—
6	2011/3/15	強盗殺人罪	東京地裁	死刑	無期懲役	上告棄却
7	2011/3/25	強盗殺人、死体遺棄罪	長野地裁	死刑	控訴棄却	上告棄却
8	2011/6/17	殺人罪	横浜地裁	死刑 (執行)	取下げ	—
9	2011/6/21	強盗殺人、殺人罪等	静岡地裁沼津支部	死刑	控訴棄却	上告棄却
10	2011/6/30	強盗殺人、現住建造物等放火、強盗強姦罪等	千葉地裁	死刑	無期懲役	上告棄却
11	2011/7/20	殺人罪等	さいたま地裁	無期懲役	—	—
12	2011/10/25	強盗殺人、強盗殺人未遂罪等	熊本地裁	死刑 (執行)	控訴棄却	取下げ
13	2011/10/31	殺人、現住建造物等放火罪等	大阪地裁	死刑	控訴棄却	上告棄却
14	2011/12/6	強盗殺人、死体遺棄罪	長野地裁	死刑	無期懲役	上告棄却
15	2011/12/27	強盗殺人、死体遺棄罪	長野地裁	死刑	控訴棄却	上告棄却
16	2012/2/24	殺人、詐欺罪等	さいたま地裁	死刑	控訴棄却	上告棄却
17	2012/3/19	殺人、窃盗罪	鹿児島地裁	無期懲役	—	—
18	2012/4/13	殺人、詐欺罪等	さいたま地裁	死刑	控訴棄却	上告棄却
19	2012/11/6	強盗殺人、殺人等	さいたま地裁	無期懲役	—	—
20	2012/12/4	殺人罪等	鳥取地裁	死刑	控訴棄却	上告棄却
21	2012/12/12	殺人罪	大阪地裁	無期懲役	公訴棄却	取下げ
22	2013/2/14	強盗殺人、強盗強姦、死体損壊・遺棄罪等	岡山地裁	死刑 (執行)	取下げ	—

23	2013/3/13	強盗殺人罪等	広島地裁	無期懲役	控訴棄却	上告棄却
24	2013/3/14	強盗殺人罪等	福島地裁郡山支部	死刑	控訴棄却	上告棄却
25	2013/6/11	殺人、現住建造物等放火罪等	東京地裁	死刑	控訴棄却	上告棄却
26	2013/6/14	殺人、脅迫罪等	長崎地裁	死刑	控訴棄却	上告棄却
27	2013/6/26	強盗殺人罪等	大阪地裁堺支部	死刑	控訴棄却	上告棄却
28	2014/3/10	強盗殺人罪等	大阪地裁堺支部	死刑	控訴棄却	上告棄却
29	2014/9/19	強盗殺人、死体遺棄等	東京地裁	死刑	控訴棄却	上告中
30	2015/2/20	強盗殺人罪等	名古屋地裁	死刑	控訴棄却	上告棄却
31	2015/6/26	殺人罪等	大阪地裁	死刑	無期懲役	上告中
32	2015/7/28	殺人、現住建造物等放火罪	山口地裁	死刑	控訴棄却	上告中
33	2015/12/15	強盗殺人罪	名古屋地裁	死刑	控訴棄却	上告中
34	2016/2/5	強盗殺人罪	名古屋地裁	無期懲役	—	—
35	2016/3/18	殺人罪等	神戸地裁	死刑	無期懲役	上告中
36	2016/7/20	強盗殺人罪	前橋地裁	死刑	控訴棄却	上告中
37	2016/10/3	殺人罪等	福岡地裁小倉支部	無期懲役	控訴棄却	上告棄却
38	2016/11/2	殺人罪等	名古屋地裁	無期懲役	控訴棄却	上告中
39	2016/11/24	強盗殺人罪等	静岡地裁沼津支部	死刑	控訴棄却	上告中
40	2016/12/14	殺人罪等	岐阜地裁	無期懲役	—	—
41	2017/3/22	殺人、銃刀法違反罪	神戸地裁	死刑	無期懲役	上告中
42	2017/8/25	殺人、詐欺罪等	甲府地裁	死刑	控訴中	
43	2017/11/7	殺人、強盗殺人未遂罪	京都地裁	死刑	控訴中	
44	2018/2/23	強盗殺人、殺人罪等	静岡地裁	死刑	控訴棄却	上告中
45	2018/3/9	強盗殺人罪等	さいたま地裁	死刑	無期懲役	上告中
46	2018/3/22	殺人罪	横浜地裁	死刑	控訴中	
47	2018/7/6	殺人、強制わいせつ致死等	千葉地裁	無期懲役	控訴中	
48	2018/7/20	殺人罪等	横浜地裁	懲役 23 年	破棄差戻し	上告棄却
49	2018/8/6	殺人罪	佐賀地裁	無期懲役	控訴中	
50	2018/11/8	殺人、逮捕監禁致死	神戸地裁姫路支部	無期懲役	控訴中	
51	2018/12/19	殺人罪	大阪地裁	死刑	取下げ	—
52	2019/3/8	強盗殺人罪	名古屋地裁	無期懲役	控訴中	
53	2019/3/15	殺人・逮捕監禁致死罪等	神戸地裁姫路支部	死刑	控訴中	
54	2019/11/8	殺人・強盗致死傷等	甲府地裁	無期懲役	控訴中	
55	2019/12/4	殺人罪等	新潟地裁	無期懲役	控訴中	
56	2019/12/13	殺人罪	福岡地裁	死刑	控訴中	
57	2020/3/18	殺人罪等	横浜地裁	死刑	取下げ	—

(網掛けの 22 件は死刑判決が確定)

3 裁判員裁判の控訴審

(1) 死刑判決が破棄された事例

2019年（令和元年）12月5日、東京高等裁判所は、2015年に埼玉県越谷市で6人を殺害したとして殺人罪等に問われた被告人を死刑とした裁判員裁判（さいたま地方裁判所）による判決を破棄し、無期懲役の判決を言い渡しました。

第一審の裁判員裁判は、犯行当時被告人が統合失調症に罹患していたことは認めましたが、「各犯行は、統合失調症による病的体験に犯行の動機や態様等を直接支配されるなどしたものとはみられない」として、被告人の完全責任能力を認めました。これに対して、控訴審の東京高等裁判所は、被告人は、犯行当時、統合失調症が悪化した状態で妄想を抱いていたと指摘し、妄想がなければ繰り返し殺人を犯す状況になかったとして、被告人は犯行当時、心神耗弱状態だったと判断しました（2019年12月5日付「時事ドットコム」）。

また、2020年（令和2年）1月28日、大阪高等裁判所は、2015年に兵庫県洲本市で男女5人を殺害したとして殺人罪等に問われた被告人を死刑とした裁判員裁判（神戸地方裁判所）による判決を破棄し、無期懲役の判決を言い渡しました。第一審の裁判員裁判は、犯行当時被告人が薬剤性精神病に罹患し体感幻覚等があったことを認めましたが、殺人の実行についてその影響はほとんど見られないとして被告人の完全責任能力を認めました。これに対して、控訴審の大阪高等裁判所は、「本件犯行を思いとどまる能力（制御能力）は、妄想のために著しく減退していたとみられる」として、被告人は犯行当時、心神耗弱状態だったと判断しました。

2019年（令和元年）12月2日には、最高裁判所が、2012年に大阪心斎橋通りで男女2人を殺害したとして殺人罪に問われた被告人を死刑とした裁判員裁判（大阪地方裁判所）の判決を破棄して無期懲役の判決を言い渡した大阪高等裁判所の判決について、検察官、弁護人の控訴をそれぞれ棄却しました。これにより、死刑判決を破棄した大阪高等裁判所の判決が確定しています。

(2) 控訴審の在り方について

2020年5月10日現在、裁判員裁判でなされた死刑判決が控訴審で破棄され、無期懲役の判決が言い渡された事例は7件ありますが、先程紹介した①2019年（令和元年）12月5日に判決がなされた東京高等裁判所の事例、②2020年（令和2年）1月28日に判決がなされた大阪高等裁判所の事例以外の5件は、全て無期懲役の判決が確定しています。また、①と②の判決に対して検察官は上告をしておらず、被告人の死刑が回避されることが確定しています。

控訴審が、裁判員裁判でなされた死刑判決に対する弁護人・被告人の控訴を棄却した事例も22件ありますが、控訴審は、究極の刑罰である死刑判決について慎重な判断をしていると言ってよいでしょう。

控訴審において裁判員裁判でなされた判決が破棄されることが続けば、市民参加の意義が問われることになりかねません。②の事件の第一審で裁判員を務めた男性は、「もう裁判員裁判の意味がないんじゃないか。自分なりに熟慮を重ねた上での判断だったのだが…」と裁判員裁判でなされた判断を高等裁判所が覆したことに疑問を呈しています（2020年1月27日付「朝日新聞」）。

日本の刑事裁判では、公正で慎重な審理を行い、誤りを防ぐために三審制（1つの事件について原則として3回まで審理を受けることができる仕組み）が採られています。そのため、裁判員裁判でなされた判決が控訴審で覆されることは当然に予定されています。他方で、裁判員裁判が導入された趣旨を考えると、市民である裁判員が参加してなされた判決は尊重されるべきですし、これが破棄される場合には、市民が納得できるような説明が必要でしょう。

このような三審制の意義と市民参加の意義が衝突する局面の解決策として、控訴審においても市民が裁判員として参加する制度（控訴審裁判員制度）を設けることも今後検討されるべきと考えます。

裁判員ネットは、「裁判員制度・市民からの提言 2018」において、裁判員裁判の控訴審にも市民が参加する「控訴審裁判員」の仕組みを導入すべきことを提言しています。詳細は提言本文³をご参照下さい。

後述する「裁判員制度の施行状況等に関する検討会」では、「上訴審も裁判員裁判にすべきではないか」が検討事項として挙げられていますので、今後の議論を注視していきたいと思えます。

4 裁判員制度の施行状況等に関する検討会

(1) 裁判員法改正と次の見直し検討について

裁判員法は附則で施行3年後に見直しを検討するよう規定していました。これを受けて、2015年に裁判員法が一部改正されました。

2015年の改正では、①裁判員裁判の対象事件について「審理期間が著しく長期で、裁判員の確保が困難と裁判所が認めるとき」に除外可能となる理由が加えられました。ただし除外の基準となる審理日数などは定められておらず、裁判員の負担を考慮して事件ごとに判断するとされています。また、②性犯罪の裁判員選任手続で被害者のプライバシーに配慮する規定を新設するとともに、③東日本大震災のような大規模災害の被災者は裁判員候補から外せるようにすると裁判員法に明記されることになりました。

これらに加えて、重要な改正点として、④2015年改正から3年後に再び制度の見直しを検討することが盛り込まれました。これは政府が提出した改正案にはなかったもので、衆議院法務委員会では新たな見直し規定を盛り込む修正案が可決されたことにより加えられたものです。

衆議院法務委員会では、「本法の附則に基づく3年経過後の検討の場を設けるに当たっては、国民の視点からの見直しの議論が行われるよう、裁判員経験者、犯罪被害者等の意見が反映されることとなるように、十分に配慮すること」、「本法の附則に基づく3年経過後の検討に当たっては、死刑事件についての裁判員制度の在り方、性犯罪についての対象事件からの除外などの犯罪被害者等の保護の在り方、否認事件への裁判員参加の在り方、裁判員等の守秘義務の在り方等、当委員会において議論となった個別の論点については、引き続き裁判員制度の運用を注視し、十分な検討を行うこと」との附帯決議が可決され、上川法務大臣（当時）が「附帯

³ 「裁判員制度・市民からの提言 2018」（裁判員ネット）【PDF】
http://saibanin.net/updatearea/news/files/2018/05/teigen_20180513_1.pdf

決議につきましては、その趣旨を踏まえ、適切に対処してまいりたいと存じます」と答弁しました⁴。

(2) 検討会の開催状況

法務省は、上記(1)の制度見直しの検討のために、「裁判員制度の施行状況等に関する検討会」(以下、「検討会」といいます。)を設置しました⁵。第1回会合は2019年1月16日に開催されました。検討会は11名の委員で構成され、大澤裕東京大学大学院法学政治学研究科・法学部教授が座長を務めています⁶。第5回会合からは裁判員裁判関係者へのヒアリングが行われています。第5回会合では、裁判員裁判で精神鑑定に関わった医師、強姦致傷事件の被害者ご本人及び被害者参加の弁護士に対するヒアリングが行われました。第6回会合では、犯罪被害者のご遺族、被害者支援団体の方などが出席してヒアリングが行われました。

(3) 裁判員経験者に対するヒアリング

第7回会合と第8回会合では、裁判員経験者に対するヒアリングが行われました。2015年の裁判員法改正のために法務省に設置された「裁判員制度に関する検討会」では、裁判員経験者に対するヒアリングは行われなかったため、政府の検討会として初めて裁判員経験者の声を聞く機会となりました。このうち第8回会合では、裁判員経験者4名と共に裁判員ネットから大城聡、坂上暢幸、福田隆行の3名が出席しました⁷。市民からみた司法参加の意義と課題について、裁判員経験の共有を妨げる2つの壁を取り払うために、①裁判員候補者公表禁止規定の見直しと②裁判員経験者の守秘義務の緩和が必要であることなどを話しました⁸。

(4) 今後の動き

裁判員裁判関係者へのヒアリングを終えた後の第9回会合では、8つの検討事項に整理し、毎回3つ程度について検討が進めていくこととされました⁹。8つの検討事項は以下のとおりです。

1 平成27年改正法により設けられた制度の在り方

- 長期間の審判を要する事件について適切な運用が行われているか
- 災害時における辞退及び呼出しをしない措置の運用は適切に行われているか
- 裁判員等選任手続での被害者特定事項の保護は適切に行われているか

2 対象事件の範囲の在り方

⁴ 第189回国会 衆議院法務委員会会議録 第14号(2015年5月15日)

⁵ 法務省「裁判員制度の施行状況等に関する検討会」

http://www.moj.go.jp/keiji1/keiji12_00146.html

⁶ 法務省「裁判員制度の施行状況等に関する検討会 委員名簿(令和元年7月4日現在)」

<http://www.moj.go.jp/content/001301643.pdf>

⁷ 法務省「裁判員制度の施行状況等に関する検討会(第8回)議事録」

<http://www.moj.go.jp/content/001313245.pdf>

⁸ 法務省「大城聡氏説明資料 市民からみた司法参加の意義と課題」

www.moj.go.jp/content/001313243.pdf

⁹ 法務省「検討事項」

<http://www.moj.go.jp/content/001311360.pdf>

- 性犯罪に係る事件は対象事件から除外すべきではないか
- 否認事件を対象事件に加えるべきではないか

3 公判及び公判前整理手続の在り方

- 証拠調べの充実のための運用上の工夫は適切に行われているか
- 公判前整理手続の充実のための運用上の工夫は適切に行われているか

4 評議・評決の在り方

- 評議の充実のための運用上の工夫は適切に行われているか
- 有罪を言い渡す場合、特に、死刑を言い渡す場合には、評決要件を加重すべきではないか

5 上訴審の在り方

- 裁判員裁判の判決（特に、死刑判決）については、上訴審でなるべく覆せないようにすべきではないか
- 上訴審も裁判員裁判にすべきではないか

6 犯罪被害者等に対する保護・配慮の在り方

- 公判前整理手続において、犯罪被害者等に対する保護・配慮は十分に図られているか
- 裁判員裁判の公判において、犯罪被害者等に対する保護・配慮は十分に図られているか

7 裁判員の守秘義務の在り方

- 守秘義務の範囲について、裁判員等に十分な説明がなされているか
- 守秘義務の範囲を変更する必要があるのではないか

8 裁判員等の参加促進及び負担軽減のための措置

- 裁判員等の辞退率の上昇及び出席率の低下の原因をどのように考え、どのような対策をとるべきか
- 裁判員等の負担を軽減するための方策としてはどのようなものがあるか（心理的負担への対応を含む）

第 10 回会合では、検討事項 3「公判及び公判前整理手続の在り方」のうち、一つ目の「公判前整理手続の充実のための運用上の工夫は適切に行われているか」について、途中まで意見交換を行われました¹⁰。第 11 回会合では、法廷通訳の問題、刺激的な証拠や取り調べの録音・録画の取り扱いなどに検討事項 3 のその他の問題について意見交換が行われています¹¹。

2015 年の裁判員法改正の時には、取りまとめ報告書¹²が作成されました。今回の検討会においても同様に報告書が作成されるものと考えられます。その後、裁判員法の改正を伴う見直しが行われる場合には、政府が改正案を国会に提出し、衆参両院の法務委員会で審議されることとなります。

¹⁰ 法務省「裁判員制度の施行状況等に関する検討会（第 10 回）議事録」

<http://www.moj.go.jp/content/001316972.pdf>

¹¹ 法務省「裁判員制度の施行状況等に関する検討会（第 11 回）議事録」

<http://www.moj.go.jp/content/001317366.pdf>

¹² 「裁判員制度に関する検討会」取りまとめ報告書 <http://www.moj.go.jp/content/001280044.pdf>

裁判員制度は市民参加の制度ですから、市民の視点からの見直しの議論が行われるように引き続き注目していきたいと思えます。

5 新型コロナウイルス感染拡大と裁判員裁判

(1) 新型コロナウイルス感染拡大による裁判員裁判の期日取り消し

新型コロナウイルス感染拡大の影響によって、裁判員裁判の期日取り消しが相次いでいます。

最高裁判所が2月26日付の事務連絡で各地の裁判所に、期日の柔軟な変更や多くの当事者が出席する手続での代替手段検討を通知し、3月には、さいたま、水戸、岐阜、横浜、千葉、名古屋、浜松、大津などの地裁や支部で、裁判員裁判の公判や選任手続きの期日が取り消されました。東京地方裁判所の広報担当者は「裁判員を選ぶ選任手続きには何十人もの人に義務的に来てもらうことになる。感染拡大を防ぐ観点から取り消しを判断した」と説明したと報じられています(2020年3月31日付「東京新聞」)。

4月以降も政府の新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言を踏まえて、裁判員裁判の裁判員選任手続期日及び公判期日は延期されています¹³。

大谷直人最高裁判所長官は、「間もなく施行後11年を迎える裁判員裁判は、広く国民の皆様に参加していただいて初めて成り立つ制度です。感染症に係る現在の情勢下においては、安全かつ安心して裁判に参加できる環境を確保することが不可欠であり、迅速な裁判の要請を踏まえつつ、各裁判体において裁判実施の当否を見極めるとともに、選任手続、審理、評議等の運用上の工夫を進めていく必要があります」との談話を発表しました¹⁴。

(2) 裁判を受ける権利と身柄拘束の長期化

憲法37条1項では「すべて刑事事件においては、被告人は、公平な裁判所の迅速な公開裁判を受ける権利を有する。」として、被告人の迅速な裁判を受ける権利を保障しています。緊急事態宣言が出ており、裁判員裁判以外の期日も延期されている状況ですが、被告人の裁判を受ける権利の面からも考える必要があります。

また、裁判員裁判が延期されることで、勾留されている被告人については身柄拘束が長期化されるという懸念もあります。

岡山弁護士会は、「被告人の身体を拘束している事件の公判は、緊急事態宣言は発出されている状況下においても、実施すべき緊急性が認められるというべきである」として「被告人の身体拘束を長期化させないために最大限配慮すること」を岡山地方裁判所等に申し入れを行っています¹⁵。

また、第二東京弁護士会は、「裁判官1名・裁判員4名の合議体による裁判員裁判の実施を求める会長声明」を発表し、裁判員6名を選任するよりも新型コロナウイルスの感染拡大防止

¹³ 新型コロナウイルス感染拡大防止のための期日取消等について (東京地方裁判所)

<https://www.courts.go.jp/tokyo/index.html>

¹⁴ 憲法記念日を迎えるに当たって (最高裁判所)

<https://www.courts.go.jp/about/topics/kenpoukinenbiR2/index.html>

¹⁵ 新型コロナウイルス緊急事態宣言に伴う申入書 (岡山弁護士会)

<https://www.okaben.or.jp/news/2275/>

策を講じつつ、裁判員裁判を実施することが可能となるとして、公訴事実について争いがないと認められる事件については、裁判官 1 名・裁判員 4 名の合議体による裁判員裁判を実施するように求めています¹⁶。

(3) 今後の大きな課題

新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けて、3 月からほとんどの裁判員裁判が延期されている状況は、司法への市民参加という観点からも大きな課題として受け止める必要があります。この課題にどのように向き合っていくのか、市民の視点から引き続き考えていきたいと思えます。これに関しては裁判員ネットの「市民からの提言～新型コロナウイルス感染拡大に対応する裁判員制度のために」¹⁷もご参照ください。

¹⁶ 裁判官 1 名・裁判員 4 名の合議体による裁判員裁判の実施を求める会長声明(第二東京弁護士会)
<https://niben.jp/news/opinion/2020/202003312576.html>

¹⁷ 「市民からの提言～新型コロナウイルス感染拡大に対応する裁判員制度のために」【PDF】(裁判員ネット 2020 年 5 月 10 日)